

いわき市復興推進計画

平成 30 年 6 月 13 日

福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には本市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生し、本市内では 70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や水道、廃棄物処理等の社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

このような中、本市においては、平成 28 年 2 月に策定された「新・いわき市総合計画 ふるさと・いわき 21 プラン改定後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」において計画の柱の一つとして「復興 震災前にも増して」を位置付けることで、単なる復旧・復興にとどまらない「真の復興の実現」を目指すこととしており、同じく計画の柱の一つである「美しい環境を守り、育てあう」の中で、再生可能エネルギーの利活用や資源の循環を進めるとともに、原発事故の被害地「いわき」というイメージをクリーンなエネルギーのまち「いわき」へ上書きすることを目指すところとしている。

また、平成 27 年 12 月に策定された、「福島県復興計画（第 3 次）」においても、地域別の取組みの中で、「クリーンコールの拠点を目指し、復旧した常磐共同火力勿来発電所において高効率石炭火力発電（IGCC）の整備が進められている。」と具体的に位置づけているところである。

かかる状況下、本市で高効率石炭火力発電プラントの整備を担う企業を支援することを通して、クリーンなエネルギーのまち「いわき」及び地球温暖化対策による地域環境の保全を目指すとともに、本市の復興の推進を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市において地球温暖化対策による地域環境の保全及び雇用機会の創出を図るため、高効率石炭火力発電（IGCC）プラントにかかるインフラ整備を行う企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別な措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地する常磐共同火力株式会社（以下、「対象事業者」という。）が、本市岩間町において、高効率石炭火力発電（IGCC）プラントにかかるインフラ整備を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業を含む常磐共同火力勿来発電所における高効率石炭火力発電（IGCC、約 54 万 kW）プラントの整備は、石炭をガス化炉でガス化し、さらに、ガスタービン・コンバインドサイクル発電と組み合わせることにより、従来型石炭焚き火力発電に対して、発電効率を約 20%以上向上させ、二酸化炭素の排出量を年間約 49 万トン削減させる効果が見込まれている。

このことは、本市の「新・いわき市総合計画ふるさと・いわき 21 プラン改定後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」において柱の一つである「美しい環境を守り、育てあう」で目指すところであるクリーンなエネルギーのまち「いわき」へ大きく貢献するものであり、また、県の「福島県復興計画（第 3 次）」における、地域別の取組みとして位置付けられている常磐共同火力勿来発電所への高効率石炭火力発電（IGCC）整備が着実に推進されるものである。

また、本事業は、事業費 7,237 百万円を予定しており、対象事業者の年間の減価償却費 6,232 百万円（直近 3 年間の平均値）を大きく上回っている。

加えて、対象事業者は 21 名の新規雇用を創出する予定である。

したがって、当該事業は本計画の目標にある「クリーンなエネルギーのまち「いわき」及び地球温暖化対策による地球環境の保全」に必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 4 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業を含む常磐共同火力発電所における高効率石炭火力発電（IGCC）は、従来型石炭焚き火力発電と比較すると二酸化炭素の排出量を年間で約 49 万トン削減できる効果が見込まれ、地球温暖化対策に重要な役割を果たすものである。

また、本市で平成 28 年 2 月に策定した「真の復興の実現」を計画の柱とする「新・いわき市総合計画ふるさと・いわき 21 プラン改定後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」においてはクリーンなエネルギーのまち「いわき」を目指しており、福島県においても、平成 27 年 12 月に策定した「福島県復興計画（第 3 次）」に地域別の取組みの一つとして具体的に位置づけているところである。

このことから、本事業は、本市のみならず福島県全域の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する事業である。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。